

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

すまい給付金に関するお知らせについて

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。本年 10 月 1 日に予定されている消費税率 10%が適用される住宅について、すまい給付金の給付対象となる所得階層が拡充されるとともに、給付額が引き上げられます。従来よりも多くの方が対象となりますので、下記の給付要件等をご留意の上、幅広くご周知いただくとともに、住宅ローン減税、次世代住宅ポイント制度も併せてお知らせいただきますよう、お願いいたします。

1. すまい給付金の申請上の留意事項

- ・引渡しを受けてから 1 年 3 ヶ月以内に申請が必要です。
- ・新築住宅は、住宅瑕疵担保責任保険への加入など、施工中等に第三者の現場検査を受けた住宅が対象です。（着工前に申込みが必要となりますのでご注意ください）
- ・中古住宅は、既存住宅売買瑕疵保険への加入など、売買時等に第三者の現場検査を受け、現行の耐震基準及び一定の品質が確認された住宅が対象です。
- ・住宅ローンの利用がない場合は、新築住宅、中古住宅とも 50 才以上で収入額の目安が概ね 650 万円以下の者が取得する住宅が対象となります。
- ・新築住宅の取得で住宅ローンの利用がない場合は、フラット 35S と同等の基準を満たす等の住宅が対象です。

2. すまい給付金制度紹介リーフレットについて

すまい給付金に関する制度紹介リーフレットを別添 1 のとおり更新しました。別添 1 は事務局ホームページにて公開しておりますので、ご活用いただき、幅広くご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

3. すまい給付金申請サポート依頼はがきについて

すまい給付金事務局では申請サポートを行っており、申請サポートのご案内として「すまい給付金 申請サポート依頼はがき」（別添 2）を住宅瑕疵担保責任保険に加入された住宅については保険証券の郵送の際に同封するとともに、供託により資力確保された住宅については、住宅事業者を通じて配布しております。同はがきは、国土交通省ホームページに掲載の別添 3 の書類により取り寄せることが可能です。特に供託により資力確保を行っている事業者の方におかれては、同はがきの積極的なご活用をお願いいたします。

(参考)

- ・ すまい給付金事務局ホームページ

<http://sumai-kyufu.jp/>

- ・ 国土交通省ホームページ (すまい給付金について)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000059.html

《お問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111 (代表)

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井 康治 (内線39463)

係長 大町 晃央 (内線39471)

係員 松田 かりん (内線39448)

すまい給付金事務局

ホームページ : <http://sumai-kyufu.jp/>

コールセンター：0570-064-186 (ナビダイヤル)

(IP 電話からのご利用 045-330-1904)

受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日を含む)